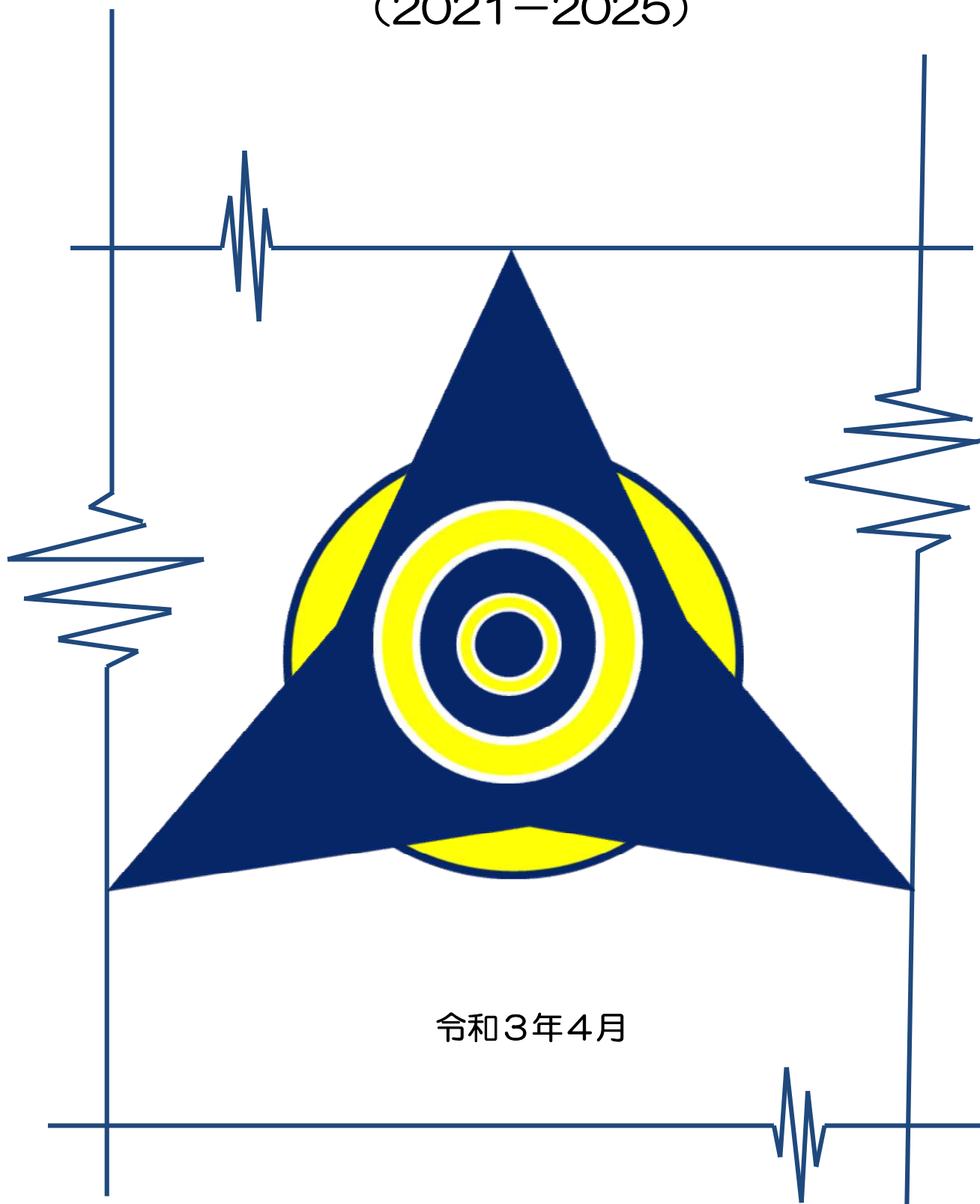


# 邑楽町耐震改修促進計画

(2021-2025)



令和3年4月



## はじめに

邑楽町では、平成 21 年 3 月に「邑楽町耐震改修促進計画」（以下「本計画」）を策定し、平成 24 年 3 月、平成 29 年 3 月に改定しました。これらの計画の中では、令和 2 年度末までに住宅の耐震化率を 85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を 100%にすることを目標に掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組みましたが、目標の達成には至りませんでした。

こうした中、近年では東日本大震災（平成 23 年 3 月）をはじめ、熊本地震（平成 28 年 4 月）、大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）等による甚大な被害が発生しているほか、南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されるなど、地震対策の緊急性がより一層高まってきています。

以上のことから、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることが目的として、住宅・建築物の耐震化を加速させるため、国の基本指針や想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた新たな目標を定めます。目標達成に向けて必要となる住宅や建築物の耐震化の施策及び住宅の減災化の施策展開を図るために計画を改定するものです。

## 目 次

第1章 計画の目的.....	- 1 -
1 計画の目的.....	- 1 -
2 基本方針.....	- 1 -
3 計画の位置づけ.....	- 2 -
4 計画期間.....	- 3 -
5 本計画の対象物件.....	- 3 -
第2章 計画の背景.....	- 5 -
1 大震災等からの教訓.....	- 5 -
(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）.....	- 5 -
(2) 熊本地震（平成28年4月）.....	- 6 -
(3) 大阪府北部地震（平成30年6月）.....	- 7 -
2 耐震改修促進法の改正.....	- 8 -
3 本改正の背景.....	- 8 -
第3章 地震被害の想定.....	- 9 -
1 過去の地震被害.....	- 9 -
2 県内の活断層.....	- 10 -
3 県土の揺れやすさ.....	- 12 -
4 邑楽町の地震被害想定.....	- 13 -
(1) 本町の被害概要（震度及び液状化）.....	- 13 -
(2) 物的・人的被害等の予測結果.....	- 14 -
第4章 耐震化の現状と目標.....	- 15 -
1 住宅の耐震化.....	- 15 -
(1) 住宅の耐震化の現状.....	- 15 -
(2) 住宅の耐震化の目標.....	- 16 -
2 多数の者が利用する建築物の耐震化.....	- 17 -
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状.....	- 17 -
多数の者が利用する建築物の耐震化の目標.....	- 19 -
3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化.....	- 20 -
(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状.....	- 20 -
(2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標.....	- 22 -
第5章 建築物の耐震化促進施策.....	- 23 -
1 住宅の耐震化の促進.....	- 23 -
(1) 確実な普及・啓発.....	- 23 -
(2) 耐震改修の支援.....	- 24 -
(3) 建替え・除却の促進.....	- 24 -
(4) 専門家や事業者の人材育成等の促進.....	- 24 -
(5) リフォームに併せた耐震改修の促進.....	- 24 -
(6) アクションプログラムによる進捗状況の把握と適切な施策の実施.....	- 24 -
2 住宅の減災化の促進.....	- 25 -

(1) 住む人に合った耐震改修.....	- 25 -
3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進.....	- 25 -
(1) 確実な普及・啓発.....	- 25 -
4 公共建築物の耐震化の促進.....	- 26 -
(1) 既存耐震不適格建築物の耐震化の促進.....	- 26 -
(2) ブロック塀の耐震化等の促進.....	- 26 -
5 緊急輸送道路及び避難路沿道建築物の耐震化の促進.....	- 26 -
6 空き家の耐震化.....	- 27 -
(1) 空き家の増加.....	- 27 -
(2) 空き家の施策との連携.....	- 27 -
7 ブロック塀等の耐震化.....	- 27 -
(1) ブロック塀の危険性と安全点検ポイントの周知徹底.....	- 27 -
(2) 安全パトロールの実施.....	- 27 -
8 その他の安全対策.....	- 28 -
(1) エレベーター等の防災対策.....	- 28 -
(2) 天井等の非構造部材の脱落対策.....	- 28 -
(3) 県が実施する耐震改修促進法に基づく指導等への協力.....	- 28 -
第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり.....	- 29 -
1 県、町、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担.....	- 29 -
(1) 基本的考え方.....	- 29 -
(2) 役割分担.....	- 30 -
(3) 県との連携強化.....	- 31 -
(4) 自治会等地域活動の支援.....	- 31 -

## 第1章 計画の目的

---

### 1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命と財産を守ることを目的とし、国の耐震化率の目標、県内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組めます。

地震による建築物の倒壊等から町民の生命と財産を守る。

### 2 基本方針

国の基本方針では、国土強靱化アクションプラン2018（平成30年6月・国土強靱化推進本部決定）、国土強靱化アクションプラン2016（平成28年5月・国土強靱化推進本部決定）及び住生活基本計画（平成28年3月・閣議決定）等における目標を踏まえ、令和7年までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目標としています。

このことを踏まえ、本計画では地震被害から町民の生命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

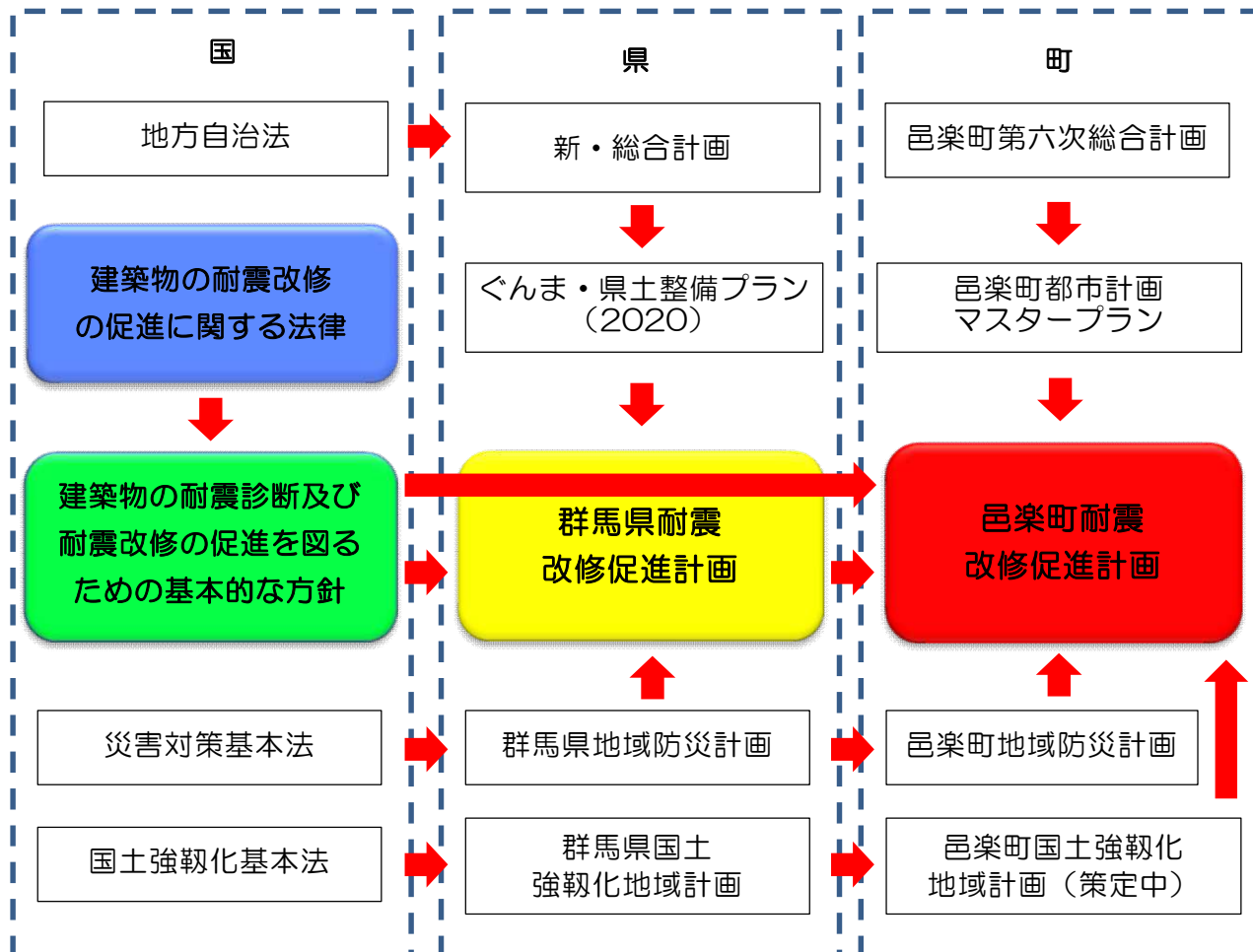
①ターゲット（住宅の所有者等）を定め、ターゲット毎に効果的な普及啓発と支援を行います。

②プレイヤー（建築士や施工者）や地域の力を十分に発揮できる環境整備を図ります。

3 計画の位置づけ

県において、令和3年4月に「群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）」（以下：県計画）が改定されました。県計画の改定を踏まえ、本計画は「邑楽町第六次総合計画」及び「邑楽町国土強靱化計画（策定中）」との整合性を図り、本計画を改定します。

図1-1 本計画位置づけのイメージ



## 第 1 章 計画の目的

### 4 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

### 5 本計画の対象物件

改正耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、すべての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

**表 1 - 1 本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物**

種 類	内 容		備 考
住 宅	町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。		戸建て住宅、共同住宅 (長屋住宅含む)
特定既存耐震 不適格建築物*	次に示す一定の規模以上の建築物（詳細は次ページ特定既存耐震不適格建築物一覧表）の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物		法第 14 条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務づけ対象建築物	公共公益性が高いこと、倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。		
	要緊急安全確認 大規模建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模のもの</li> <li>・一定以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの</li> </ul>	法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道建築物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県又は市町村が指定する緊急輸送路等の避難路沿道建築物</li> </ul> </li> <li>防災拠点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</li> </ul> </li> </ul>	法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
公共建築物	公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進します。		国・県有を除く

※ 1：特定既存耐震不適格建築物…次ページの表 1 - 2 に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物

※ 2：耐震診断義務づけ対象建築物…次ページの表 1 - 2 に定められた要件(耐震診断義務づけ対象建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手したもの



第1章 計画の目的

表1-2 特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示*対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法第7条・法附則第3条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数3以上かつ 1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物（法第14条第2号）		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ 500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

要安全確認計画記載建築物（法第7条）

\*耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示  
 ※太線内は多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

## 第2章 計画の背景

### 1 大震災等からの教訓

#### (1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及び住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者数の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人<sup>※1</sup>を超え、全壊した住宅は12万4千戸<sup>※1</sup>、半壊した住宅が27万5千戸<sup>※1</sup>でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした<sup>※2</sup>。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※1：消防庁災害対策本部、平成27年第152報

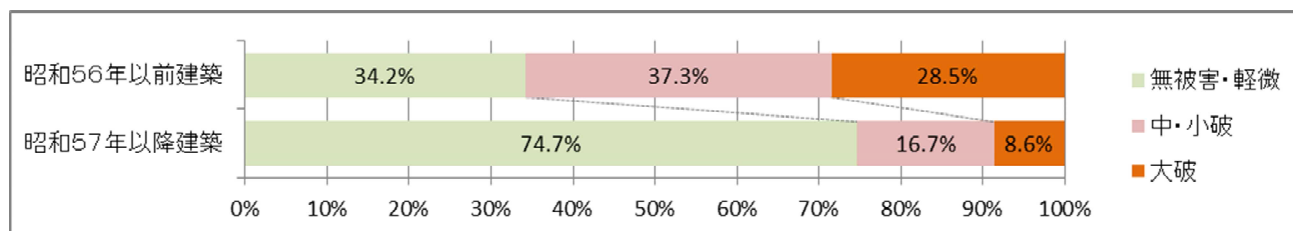
※2：東日本大震災記録集(消防庁、平成25年3月)

表2-1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

資料：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

図2-1 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(建設省)による

(2) 熊本地震（平成28年4月）

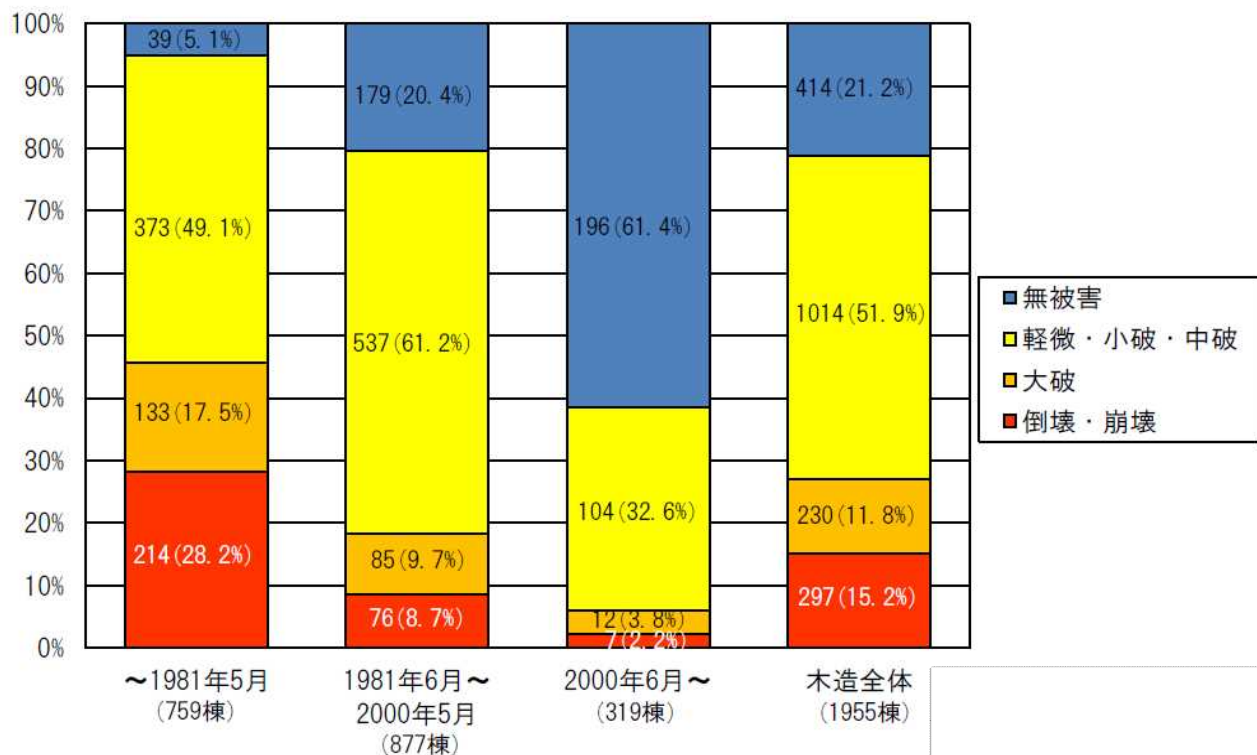
熊本県熊本地方において、平成28年4月14日および16日の2回、最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した<sup>しっかい</sup>悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています（図1-2参照）。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されており、この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されています。現在では、接合部の仕様等が明確化された平成12年以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

図2-2 学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況



資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)による

(3) 大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）

大阪府北部において、平成 30 年 6 月 18 日、マグニチュード 6.1 の地震が発生し、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測しました。地震による死者は 6 名で、うち 2 名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は、学校におけるブロック塀の安全点検等について取組みを促す通知を全国の教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和 53 年 6 月の宮城沖地震をはじめとして、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀が倒壊すると避難や救護活動のための道路を通行するのに支障をきたしたりしていることから、倒壊のおそれがあるブロック塀の安全確保対策が求められています。

図 2 - 3 ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省）

ブロック塀等の点検のチェックポイント

国土交通省

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で 1～5 をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは 10cm 以上か。（塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合には 15cm 以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが 1.2m 超の場合）  
・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（塀の高さが 1.2m 超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。

出典：  
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

### 2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「耐震改修促進法」は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、国土交通大臣は「基本方針」を定めることとなり、さらに都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、平成27年の住宅・建築物の耐震化率を90%とする政府の目標に対して、耐震化の進捗が遅れており、また南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。さらに、平成31年の改正法令により耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

### 3 本改正の背景

本計画の従前の計画である「邑楽町耐震改修促進計画（平成29年3月策定）」においては、令和2年度末までに住宅の耐震化率を85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率の耐震化率を100%にすることを目標に掲げ、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、いずれにおいても目標の達成には至りませんでした。

そこで、本計画ではさらに5年後の令和7年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、「住宅・建築物の所有者等」が地震対策の重要性を確実に認識できるような普及啓発の方法について検討し、これまで実施している支援策を「住宅・建築物の所有者等」や「耐震改修の担い手となる建築士や施工者等（プレイヤー）」が積極的に耐震改修に取り組むようになるような内容の見直し等を行い、また地震による建築物等の倒壊から市民の生命と財産を守るために耐震化を促進します。

## 第3章 地震被害の想定

### 1 過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、JR八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（H16.10）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及びました。

表3-1 過去の地震被害

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※2(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5強：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市・桐生市 ・伊勢崎市・沼田市 ・吉岡町・東吾妻町	住宅一部破損4棟

資料：『群馬県地域防災計画』（震災対策編(第1部 総則 第4節)）による

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

## 2 県内の活断層

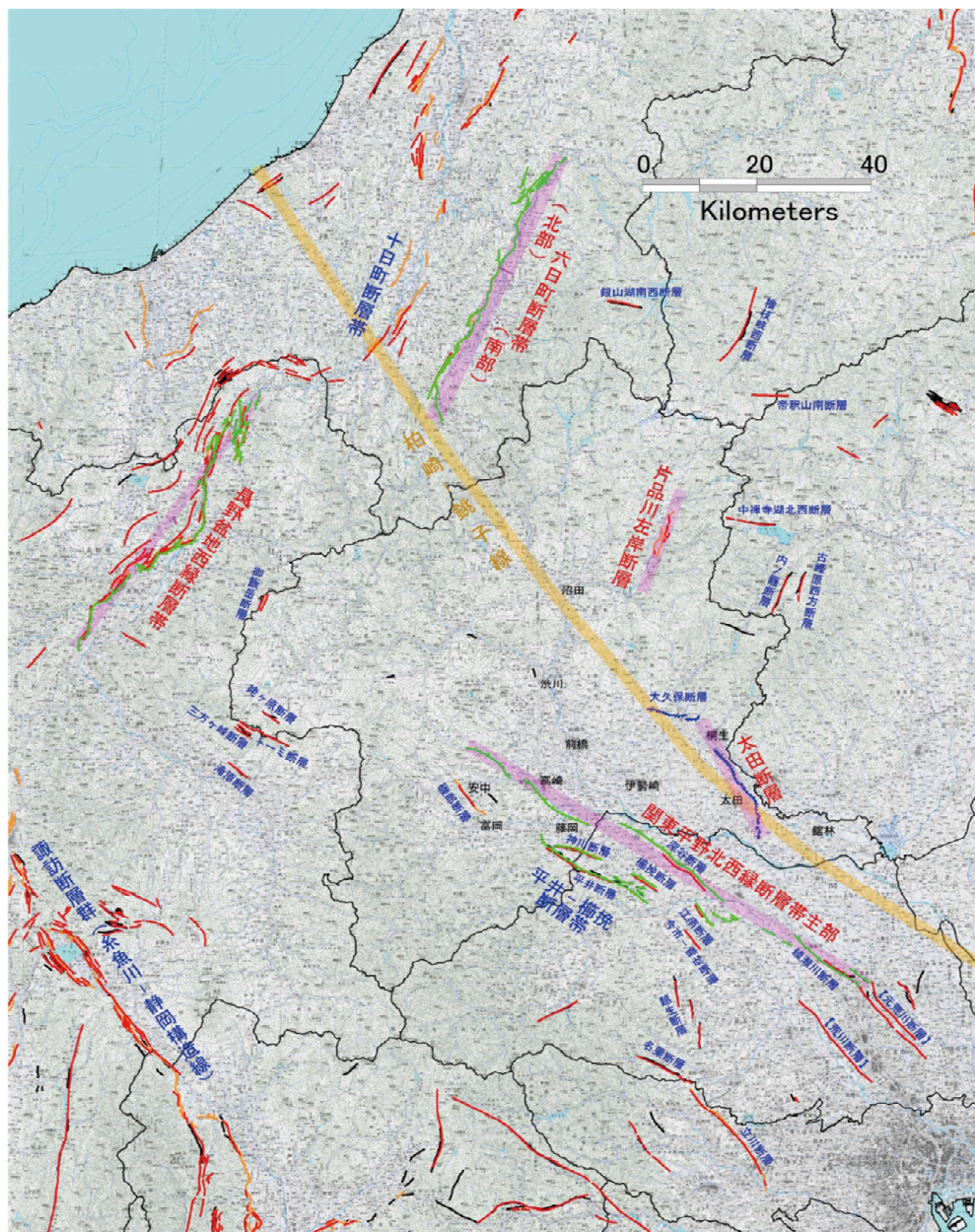
地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-蘆挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-蘆挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-蘆挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線と言います。

図3-1 群馬県内の構造線や活断層の分布



線種	断層名	出典
赤線	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層(1991)
黄線	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ(2002)
黒線	(推定活断層)	活断層詳細デジタルマップ(2002)
緑線	関東平野北西縁断層帯主部 (平井一掃挽断層帯)	地震調査研究推進本部(2005)
青線	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部(2001)
紫線	六日町断層帯	地震調査研究推進本部(2009)
黄緑線	大久保断層	松田ほか(1977)、熊原・近藤(2008)
黄線	太田断層	熊原・近藤(2009)
黄線	(柏崎一鏡子線)	

資料：群馬県地震被害想定調査\*(平成24年6月 群馬県)

※群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して自然条件や社会条件のもとで、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成23～24年度にかけて実施した調査。



### 3 県土の揺れやすさ

県内には大きな揺れが発生する「ゆれやすい表層地盤」が分布しています。

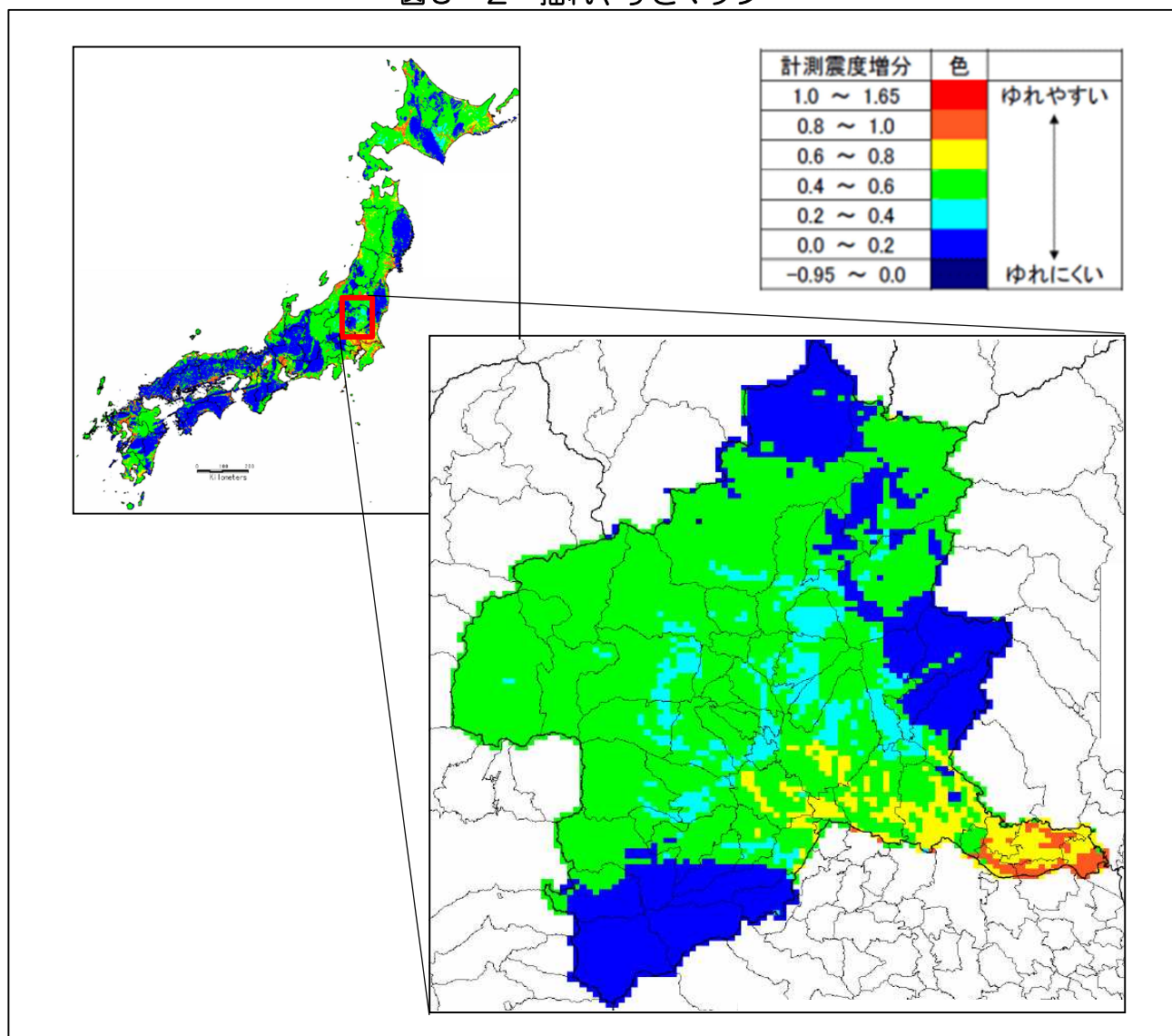
中央防災会議<sup>※1</sup>が、防災対策の検討のため、震度分布の推計等の一連の調査結果を整理し、相対的な表層地盤のゆれやすさ<sup>※2</sup>を地図に表現したものを公表(H17.10)しています。

これによると群馬県の南東部では「ゆれやすい」表層地盤が広がっていることがわかり、県内の活断層による地震のほか、首都直下地震等の影響により大きな揺れが発生することが想定されます。

※1：中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っています。

※2：表層地盤のゆれやすさ：マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなります。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています（「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」）。

図3-2 揺れやすさマップ



資料：内閣府中央防災会議資料

4 邑楽町の地震被害想定

(1) 本町の被害概要(震度及び液状化)

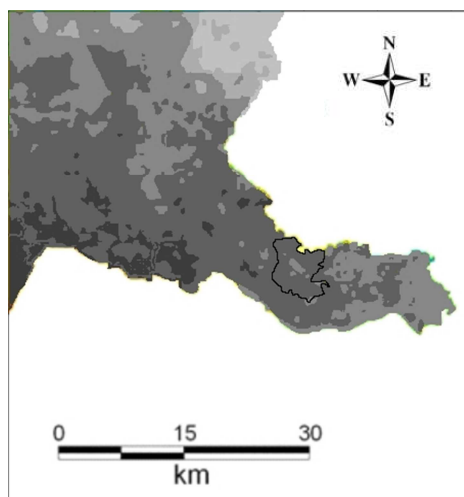
本町に被害を及ぼすと考えられる地震について、県では平成24年6月に群馬県地震被害想定調査を公表しました。内容は以下のとおりです。

表3-2 想定地震ごとの被害想定

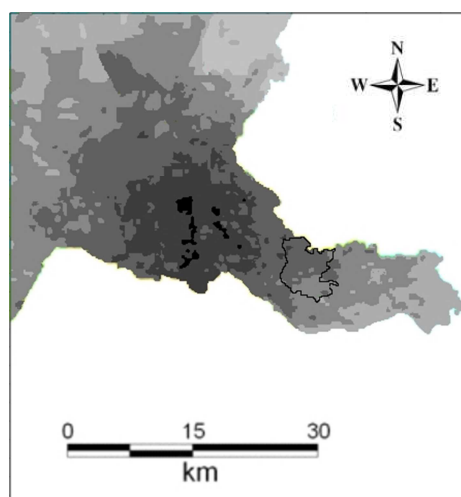
項目	関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
震度	最大震度6強 町のほぼ全域で震度6弱、南部一部地域で震度6強	最大震度6強 町全体では震度5強から震度6弱、北部一部地域で震度6強	最大震度5弱 町のほぼ全域で震度4、東部一部地域で震度5弱
液状化	多々良沼周辺及び北部の足利市と県境において危険性が高い	多々良沼周辺及び北部の足利市と県境において危険性が高い	液状化の危険性は低い

図3-3 想定地震ごとの震度図

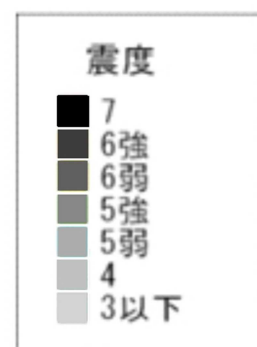
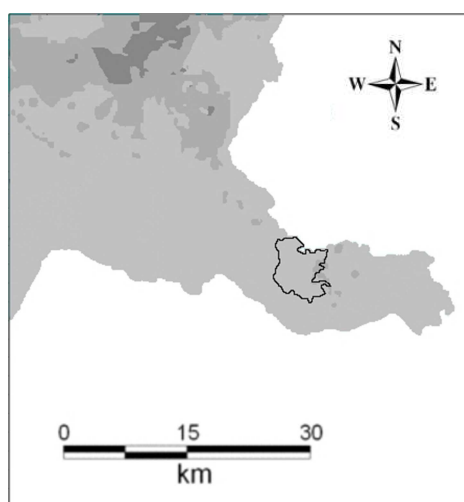
【関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)】



【太田断層による地震(M7.1)】



【片品川左岸断層による地震(M7.0)】



### 第3章 地震被害の想定

#### (2) 物的・人的被害等の予測結果

被害の予測に当たっては、火災の被害は気象の発生時刻などの前提条件によって状況が大きくことなるため、季節と時間帯の条件を組み合わせた3つのケースで想定をしています。結果は以下のとおりです。

表3-3 想定地震ごとの被害想定

		関東平野北西縁断層 帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
物的被害	揺れ・液状化：全壊棟数	223 棟	179 棟	0 棟
	：半壊棟数	1,511 棟	1,223 棟	0 棟
	焼失棟数			
	：冬5時	0 棟	0 棟	0 棟
	：夏12時	0 棟	0 棟	0 棟
	：冬18時	5 棟	5 棟	0 棟
人的被害	死 者			
	：冬5時	10 人	8 人	0 人
	：夏12時	10 人	6 人	0 人
	：冬18時	10 人	6 人	0 人
	負 傷 者			
	：冬5時	170 人	139 人	0 人
	：夏12時	154 人	111 人	0 人
：冬18時	148 人	113 人	0 人	
避 難 者	9,225 人	7,005人	0 人	

資料：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）